

松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業

募集要項

平成 27 年 6 月 26 日

松戸市

【 目次 】

1	募集要項について	1
2	事業の概要	2
(1)	事業内容に関する事項	2
3	応募に関する事項	5
(1)	民間事業者選定に関する基本的な考え方	5
(2)	募集及び選定のスケジュール	5
(3)	募集及び選定手続等	5
(4)	応募にあたっての留意事項	10
4	応募者の備えるべき参加資格要件	11
(1)	用語の定義	11
(2)	応募者の備えるべき参加資格要件	11
(3)	同一企業による複数業務の担当についての要件	13
(4)	協力企業が担当できる業務についての要件	14
(5)	参加資格の喪失	14
(6)	市内業者に対する契約に関する配慮事項	14
5	事業者の選定	15
(1)	審査に関する基本的な考え方	15
(2)	提出書類の取扱い	16
6	事業に関する主要な提示条件	17
(1)	事業フレーム	17
(2)	市の支払いに関する事項	17
(3)	SPCの収入	18
(4)	SPCの事業契約上の地位	18
(5)	契約保証金	18
(6)	保険	18
(7)	市とSPCの責任分担	20
(8)	SPCに関する取扱い	21
(9)	その他の主要な事業条件	21
7	契約	22
(1)	基本協定の締結	22
(2)	契約手続き	22
(3)	契約の概要	22
(4)	契約金額	22
(5)	議会の議決	22
8	その他	23
(1)	基本協定に違反した場合の取扱い	23
(2)	情報公開及び情報提供	23
(3)	本事業において使用する言語等	23

(4) 応募に伴う費用負担	23
(5) 実施方針等に関する問い合わせ先	23

別紙

- 1 対象校一覧
- 2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項
- 3 サービス対価について

1 募集要項について

この「松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業 募集要項」（以下「募集要項」といいます。）は、松戸市（以下「市」といいます。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」といいます。）に基づき特定事業として選定した「松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業」（以下「本事業」といいます。）を実施するにあたり、応募希望者を対象に配布するものです。

事業の基本的な考え方については、実施方針（修正版）（平成 27 年 6 月 19 日公表）と同様です。また、本事業の条件等について、実施方針に関する質問への回答（平成 27 年 5 月 19 日公表、以下「質問回答書」といいます。）を踏まえて、募集要項を作成していますので、応募希望者は上記のことに留意して、応募に必要な書類を提出してください。

別添資料の「要求水準書」、「事業者選定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」は、募集要項と一体のものとし、これらと募集要項とを総称して「募集要項等」とします。なお、募集要項等と、実施方針（修正版）及び質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとします。募集要項等に記載がない事項については、実施方針（修正版）及び質問回答書によることとします。

2 事業の概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業

イ 公共施設の管理者

松戸市長 本郷谷 健次

ウ 事業目的

本事業は、小中学校における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし一斉導入することで、早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的としています。

エ 対象となる事業概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内の小学校 44 校及び中学校 20 校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等に設置するために、本事業を実施する事業者自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により松戸市に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものです。

オ 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき実施するものとし、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

カ 事業範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、対象校の普通教室等 1,427 室における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市への所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び学校との調整を行うものとし、対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

(ア) 空調設備等の設計業務

- a 空調設備等の設計のための事前調査業務
- b 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- c その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、国庫補助の申請支援（交付対象面積及び事業費の算定（費目別・年度別・各校別の事業費の詳細な算定を含みます）等）等。なお調整業務には、学校との調整も含みます。）

(イ) 空調設備等の施工業務

- a 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エ

エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する保管場所への既存空調設備（10台程度）の移動、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。）

- b その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含みます。）

(ウ) 空調設備等の工事監理業務

- a 空調設備等の施工に係る工事監理業務

- b その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含みます。）

(エ) 空調設備等の所有権移転業務

- a 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

(オ) 空調設備等の維持管理業務

- a 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

- b 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）

- c 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務

- d 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）

- e その他、付随する業務（業務マニュアルの作成・調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、国庫補助の申請支援（工事関係書類、工事写真等の提出等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含みます。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用については、市が負担します。

(カ) 空調設備等の所有権移転後移設等業務

- a 市に対する空調設備等の所有権移転後に、対象校の統廃合、改修工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の空調設備等の移設等業務

なお、上記の空調設備等の所有権移転後移設等業務にかかる費用については、市の別途負担とします。

キ 事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなります。

(ア) 空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といい、事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施にあたって金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含まれます。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額の一部を施工完了時、残りを維持管理期間にわたり事業者を支払います。

(イ) 空調設備等の維持管理に係る対価

市は、空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」といいます。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払います。

ク 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 28 年 3 月を予定）の翌日から、平成 41 年 3 月 31 日までの約 13 年間とします。

ケ 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 28 年 3 月（平成 28 年 3 月議会承認日）
設計及び施工期間	平成 28 年 3 月（契約締結日の翌日）～平成 28 年 12 月末 （平成 28 年中に完全供用開始）
維持管理期間	平成 28 年度～平成 41 年 3 月 31 日 （設置完了後、順次、維持管理業務を開始）
事業終了	平成 41 年 3 月 31 日

コ 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照してください。

サ 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める水準を満たす状態とすることとします。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものとするを想定しています。詳細は事業契約書（案）を参照してください。

3 応募に関する事項

(1) 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業を遂行する事業者の選定にあたっては、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用します。

(2) 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりです。

なお、不測の事態等により、スケジュールの保留や変更などがあつた場合には、速やかに市ホームページにて公表します。市ホームページのアドレスは、「8 (2) 情報公開及び情報提供」を参照してください。

日 程 (予定)	内 容
平成27年 6月26日	公募公告 (募集要項等の公表)
6月26日～7月1日	募集要項等の説明会の申込み
6月26日～7月3日	第2回現地見学会の申込み
6月29日～7月3日	関係書類の貸与
7月2日	募集要項等の説明会
7月3日～8月5日	募集要項等に関する質問の受付
7月8日～7月29日	第2回現地見学会
8月17日～8月21日	対象校の図面の供覧
8月下旬	募集要項等に関する質問及び回答の公表
9月3日	参加表明書及び資格確認書類の受付
9月中旬～9月下旬	資格確認結果の通知
10月28日～10月30日	見積書及び事業提案書の受付 なお、事業提案審査の際に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合があります。日時については、後日応募者に対して通知する予定です。
12月上旬	優先交渉権者及び次点者の決定
12月中旬	基本協定の締結
平成28年 1月上旬	仮契約の締結
3月	事業契約の締結 (契約効力の発効) ※

※本事業の実施にあたっては、議会承認後、事業契約締結となります。

(3) 募集及び選定手続等

ア 公募公告、募集要項等の公表及び関係書類の貸与

市は、公募公告と同時に、市ホームページにおいて募集要項等を公表・交付します。

なお、以下の関係書類については、CD-Rにより直接希望者に貸与しますので、希望者は下記の貸与場所に受け取りに来てください。各社1部のみとします。

(7) 貸与書類

以下の書類を希望者に直接貸与します。

- a 対象校・対象室図示図面
- b 対象教室数一覧
- c モデル校 一般図 (CAD データ)
- d 対象校の図面・データに関する市の保有状況

《以下、参考資料》

- e 対象校別単線結線図
- f 対象校別契約電力・デマンド電力一覧表 (平成 26 年度の実績値)
- g 対象校変圧器別デマンド電流値一覧表 (平成 26 年度の実績値)
- h 対象校別エネルギー消費量一覧表 (平成 26 年度の実績値)
- i 対象校における工事予定に関する資料

※資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではありません。

- 受付期間 : 平成 27 年 6 月 29 日 (月) ~ 7 月 3 日 (金)
- 対象者 : 本事業への参画を検討している事業者であり、平成 26・27 年度松戸市入札参加業者資格者名簿 (以下「資格者名簿」といいます。) に登録されている者
- 貸与場所 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
松戸市根本 356 番地
- 申込先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝 (がじゃ)、久保田、渡部 (わたなべ)
TEL : 047-366-7456
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 申込方法 : 関係書類貸与申請書 (様式 0-3) を市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載し、電話にて上記の申込先に連絡し、訪問時間等を調整の上、来訪ください。その際、関係書類貸与申込書を持参。提出してください。

上記の市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとします。また、事業者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却するものとします。貸与された資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄することとします。

返却の方法については別途、指示することとします。

イ 募集要項等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明します。

説明会の日時、開催場所、参加申し込み方法等は次のとおりです。

- 開催日時 : 平成 27 年 7 月 2 日 (木) 9:30~11:00
- 対象者 : 本事業への参画を検討している事業者
- 開催場所 : 松戸市教育委員会 5 階会議室
松戸市根本 356 番地
- 持参物 : 説明会会場では、募集要項等の資料を配付しませんので、市ホームページに掲載している募集要項等の資料についてはあらかじめ印刷のうえで持参してください。
- 参加者 : 参加を希望する民間事業者は、1 社あたり 2 名までとします。
- 申込方法 : 募集要項等説明会(様式 0-1)を市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 27 年 6 月 26 日(金)~7 月 1 日(水)12 時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください(参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel とします)。なお、電子メールによる提出の際、件名に「説明会申込書」と表記してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信致します。万一 7 月 1 日(水)17 時までに返信がない場合、以下の提出先に記載されている担当者までご連絡ください。
- 申込先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝(がじゃ)、久保田、渡部(わたなべ)
TEL : 047-366-7456
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 質疑回答 : 説明会において、質疑回答の時間は設けておりませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 第 2 回現地見学会の開催

本事業に応募しようとする民間事業者を対象に、第 2 回現地見学会を実施します。現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は別紙 2「第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認してください。

第 2 回現地見学会の日時、開催場所、参加申し込み方法等の概要は次のとおりです。

- 実施期間 : 平成 27 年 7 月 8 日(水)~平成 27 年 7 月 29 日(水)
- 対象者 : 本事業への参画を検討している事業者
- 開催場所 : 各対象校
- 持参物 : スリッパ等の履き物、筆記用具など。また、所属がわかる腕章・名札等を携行してください。
- 参加者 : 参加を希望する民間事業者は、1 社あたり 2 名までとします。なお、可能な限り、応募グループの組成を予定している複数企業単位での参加となるよう留意してください。
- 申込方法 : 第 2 回現地見学会参加申込書(様式 0-2)を市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 27 年 6 月 26 日(金)~7 月 3 日(金)12 時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください(参

加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel とします)。なお、電子メールによる提出の際、件名に「第 2 回現地見学会参加申込書」と表記してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信致します。万一 7 月 3 日（金）17 時までには返信がない場合、以下の提出先に記載されている担当者までご連絡ください。

- 申込先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝 (がじゃ)、久保田、渡部 (わたなべ)
TEL : 047-366-7456
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 留意事項 : 各学校での駐車を希望する場合には、上記の申込時に記載してください。ただし、駐車スペースが限られているため、多数の希望があった場合は調整させていただきます。
なお、見学時には校内での教育活動等に支障のないよう留意してください。

エ 募集要項等に関する質問及び回答の公表

募集要項等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付けます。なお、これ以外による質問の提出は無効とします。

- 提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書(様式 1-1) に必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出してください(質問書のファイル形式は Microsoft Excel とします)。電子メールによる提出の際、件名に「募集要項等質問」と表記してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信致します。万一、下記受付期間内に返信がない場合、以下の提出先に記載されている担当者までご連絡ください。
- 対象者 : 本事業への参画を検討している事業者
- 提出先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝 (がじゃ)、久保田、渡部 (わたなべ)
TEL : 047-366-7456
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 受付期間 : 平成 27 年 7 月 3 日 (金) ~ 8 月 5 日 (水) 17 時まで

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、平成 27 年 8 月下旬を目途に、市ホームページにて公表することとします。

なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しないものとします。また、募集要項等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がありますのでご了承ください。

オ 対象校の図面の供覧

本事業に応募しようとする民間事業者を対象に、対象校に関する図面の供覧の機会を設けます。供覧の期間、場所、申し込み方法等は次のとおりです。なお、事業者選定後に、市で保有する各学校の図面や CAD データ等は選定された事業者に貸与する予定です。

- 実施期間 : 平成 27 年 8 月 17 日 (月) ~平成 27 年 8 月 21 日 (金)
- 対象者 : 本事業への参画を検討している事業者であり、資格者名簿に登録されている者
- 供覧場所 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
- 申込方法 : 下記の申込先に、直接電話をして日時等を調整するものとします。
- 申込先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝 (がじゃ)、久保田、渡部 (わたなべ)
TEL : 047-366-7456
- 留意事項 : 対象校の図面はあくまで参考資料であり、各対象校の現状と図面との不整合について、市は何ら責任を負うものではありません。

カ 募集要項等の変更

募集要項等の公表後の質問、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、変更することがあります。変更を行った場合には、速やかに市ホームページにて公表することとします。

キ 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業への応募希望者は、参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければなりません。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照してください。

- 提出方法 : 持参により提出してください。
なお、下記の申込先に、事前に直接電話をして、持参時間等を調整するものとします。
- 提出先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝 (がじゃ)、久保田、渡部 (わたなべ)
TEL : 047-366-7456
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 受付期間 : 平成 27 年 9 月 3 日 (火) 10 時~17 時まで

ク 資格確認通知書の送付

市は、資格審査として、参加資格確認基準日 (参加資格確認通知日) をもって、応募希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行います。

市は、資格審査を行った結果を、平成 27 年 9 月中旬~9 月下旬をめどに応募者に通知します。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募希望者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができます。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

ケ 見積書及び事業提案書の受付

応募者は、次により見積書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等 (以下「事業提案書等」といいます。) を次の要領により市に提出してください。事業提案書等の作成方法については、様式集に従ってください。

なお、応募者から提出された見積書及び事業提案書等に疑義がある場合には、応募者に対し

て内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合があります。また、応募者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱います。

- 提出方法 : 下記の申込先に、事前に直接電話をして、持参方法や日時等を調整するものとします。
- 提出先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者 : 我謝 (がじゃ)、久保田、渡部 (わたなべ)
TEL : 047-366-7456
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 受付期間 : 平成 27 年 10 月 28 日 (水) ~ 10 月 30 日 (金) 17 時まで

(4) 応募にあたっての留意事項

ア 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- 参加表明書等提出後、事業提案書等提出までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える応募者が行った場合
- 参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った場合
- 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者が応募した場合
- 2人以上の者が同一の者の代理をした場合
- 応募者が他の応募者の代理をした場合
- 応募者が連合した場合
- その他応募に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった場合

イ 参考価格

参考価格は以下のとおりです。市の算定根拠は公表しません。

4,799,336,000円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

ウ 応募辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」(様式集 様式 3-5)を提出してください。提出は、持参によるものとします。

4 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 用語の定義

- 【応募者】 : 本事業の募集に参加する者をいいます。
- 【応募グループ】 : 応募者により構成されるグループをいいます。
- 【構成企業】 : 応募グループを構成する企業のうち、以下に定義する SPC に出資し、事業開始後、当該 SPC から業務を直接受託し又は請け負う者をいいます。
- 【協力企業】 : SPC に出資せず、当該 SPC 又は構成企業から業務を直接受託し又は請け負う者をいいます。
- 【代表企業】 : 応募グループを代表する構成企業をいいます。
- 【優先交渉権者】 : 本事業の実施に係る選定手続により、市と契約交渉を優先的に行う者として選定された応募グループをいいます。
- 【選定事業者】 : 本事業の実施に係る選定手続により、優先交渉権者として選定された、構成企業及び協力企業を個別に、又は総称していいます。
- 【SPC】 : 構成企業が出資し、本事業のみを遂行する特別目的会社をいいます。

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者等の全体構成

応募者は、次の要件を満たすものとします。

- (ア) 応募グループが本事業への応募を行う場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行うこととします。
- (イ) 参加表明書及び資格審査書類の提出時に応募グループの構成企業及び協力企業を明らかにすることとします。
- (ウ) 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の応募グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。ただし、事業契約の締結後に、優先交渉権者とならなかった応募グループの協力企業が、優先交渉権者として選定され、市と事業契約した SPC の構成企業及び協力企業から業務を再受注することは妨げません。その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
- (エ) 原則として、本事業の応募への参加の意思を表明した応募グループの構成企業及び協力企業の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととします。
- (オ) 優先交渉権者として決定された応募グループの構成企業は、決定後直ちに市と基本協定を締結するとともに、本事業を実施する SPC への出資及び SPC の設立に向けた準備を行うこととします。

イ 応募者の参加資格要件（共通）

応募グループの構成企業及び協力企業は、資格者名簿において、本事業の各業務を遂行する上で必要な業種に登録されており、次のいずれにも該当しない者とします。

- (ア) 市の指名停止処分を受けている者（資格確認申請書の提出日から優先交渉権者決定までの期間）。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- (ロ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (ハ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (ニ) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (ホ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (ヘ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- (ニ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- (ケ) 本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます。

支援業務に関与した者は、次のとおりです。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門 5 丁目 11 番 2 号）
- ・株式会社東畑建築事務所
（所在地：大阪市中央区高麗橋 2 丁目 6 番 10 号）
- ・弁護士法人関西法律特許事務所
（所在地：大阪市中央区北浜 2 丁目 5 番 23 号）

- (ロ) 「5 事業者の選定」に示す選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者。または、選定委員会の委員の研究室に所属する者。

ウ 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たす構成企業の少なくとも1社が担当するものとします。

(ア) 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業の要件

- a 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- b 平成17年度以降に、学校、事務所等の施設においての空調設備の設計の実績を有していること。

(イ) 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の所有権移転後移設等業務」を行う構成企業の要件

- a 建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が1,000点以上であること。
- c 平成17年度以降に、学校、事務所等の施設においての空調設備の施工実績を有していること。

(ロ) 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件

- a 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- b 平成17年度以降に、学校施設における工事の工事監理の実績を有していること。

(ハ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件

- a 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式及び空調方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- b 平成17年度以降に、連続して5年以上の期間、学校、事務所等の施設においての空調設備の維持管理の実績を有していること。

(3) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業及び協力企業は、「2 (1)カ 事業範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとします。ただし、同一の事業対象箇所(学校単位とします。)における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業及び協力企業が担当することはできません。

(4) 協力企業が担当できる業務についての要件

協力企業が構成企業又は SPC から受託、又は請け負う場合の条件は以下のとおりとします。

- (ア) 「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」、「空調設備等の所有権移転後移設等業務」及び「空調設備の維持管理業務」は、各業務のすべてを協力企業のみが受託、又は請け負うことはできないものとします。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとします。

(5) 参加資格の喪失

応募グループの構成企業が、参加表明書及び資格確認書類提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該応募グループの参加資格を取り消すものとします。

ただし、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と応募グループで協議のうえ、市が取扱いについて決定することとします。

(6) 市内業者に対する契約に関する配慮事項

事業者は、地域の活性化に貢献できるよう、構成企業・協力企業の選定にあたり、松戸市内に本店を有する者を 1 社以上選定するとともに、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの市内業者を登用することに配慮することとします。

5 事業者の選定

(1) 審査に関する基本的な考え方

事業提案の審査は、学識経験者等により構成する松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において行います。審査は資格審査と事業提案審査の二段階に分けて実施するものとします。

選定委員会の委員は次の通りです。

委員名（敬称略）	所属・役職等
横山 計三	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
真鍋 雅史	嘉悦大学ビジネス創造学部 准教授
橋本 一成	東京平河法律事務所 弁護士
高橋 正剛	松戸市総合政策部 部長
澤谷 奈緒美	松戸市立松ヶ丘小学校 校長

なお、応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の優先交渉権者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じます。また、選定委員会の動向等について聴取することも禁じます。

これらの禁止事項に抵触したと市及び選定委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への参加資格を失う場合があります。

ア 審査の内容

選定委員会においては、本事業に係る見積価格及びエネルギー費用（事業期間内に空調設備等の運用に必要となるエネルギー量を基に算出した費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行うものとします。

市は、選定委員会の評価結果を答申として受け、優先交渉権者を決定します。

詳細は、事業者選定基準を参照してください。

イ 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととします。なお、事業提案審査の際に、各応募グループに対してヒアリング（プレゼンテーションを含む）を行う予定です。

(7) 資格審査

応募グループの各構成企業及び協力企業が「4 応募者の備えるべき参加資格要件」に記載している参加資格要件を満たしているかどうか審査します。満たしていないと判断する場合には失格とします。

(4) 事業提案審査

事業提案審査は、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最も優れた提案を行った応募グループ及び、その次に優れた提案を行った応募グループを決定します。

a 定量的評価

見積価格及びエネルギー費用の総額（※）を勘案して評価するものとします。

※ 提案する見積価格（維持管理費用を含む）及びエネルギー費用は、事業者の計画する工期・スケジュールの実態を踏まえた金額としてください。なお、本事業は、平成 27 年 5 月 19 日付公表の「実施方針等に関する質問及び回答の公表」No. 7 の回答とは趣旨が異なりますのでご注意ください。

※ 見積価格の算定にあたっては、別紙 3「サービス対価について」に記載の条件を遵守してください。

b 定性的評価

応募グループが提出した事業提案書に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての事業提案内容を勘案して評価するものとします。なお、詳細は募集要項等において提示するものとします。

ウ 事業者の選定

市は、選定委員会の評価結果・答申を受け、最も優れた事業提案を行った応募グループ及び、その次に優れた提案を行った応募グループのうちから優先交渉権者及び次点者を決定し、通知します。また、優先交渉権者及び次点者の決定について公表します。

エ 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、松戸市ホームページに掲載します。

オ 契約交渉及び契約手続き

優先交渉権者と市は基本協定を締結し、優先交渉権者が出資・設立した SPC と市とは事業契約に関する協議を行い、市議会の議決を経て事業契約を締結します。

なお、優先交渉権者と市との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行います。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募グループがいない場合、いずれの応募グループの事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、あるいは適切な事業遂行が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表します。

(2) 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しません。

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った応募者が負うものとします。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表並びに議会での説明の目的のみに用いるものとします。

6 事業に関する主要な提示条件

(1) 事業フレーム

ア 事業の遂行

- (ア) 平成 28 年 12 月末までに、設計・施工業務を完了の上、市に空調設備等を引き渡してください。ただし、対象校全校又は可能な限り、多くの学校で平成 28 年 8 月末までに設置完了し、空調機器の運転が可能となるよう計画してください。
- (イ) 募集要項等、事業提案書その他市と SPC で合意した内容の業務を確実に行ってください。

イ 債権の取扱い

(ア) 債権の譲渡

市は、SPC から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、SPC が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とします。SPC が債権を譲渡することはできません。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではありません。

(イ) 債権への質権設定及び債権の担保提供

SPC が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできません。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではありません。

ウ 協議事項

(ア) 法制上及び税制上の措置に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとします。

(イ) 財政上及び金融上の支援に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を SPC が受けることができるよう努めます。

(ウ) その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、国の交付金や市債等を充当することを予定していますので、選定事業者及び SPC は、市の申請手続に必要な書類を作成するものとします。

(2) 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を SPC に支払います。サービス対価の構成、支払方法等については別紙 3「サービス対価について」に示します。

(3) SPC の収入

市は SPC との間で締結する事業契約に従い、SPC からサービスを購入する対価として、空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といいます。）及び空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」といいます。）を支払います。

サービス対価の支払方法の詳細については、別紙 3「サービス対価について」を参照してください。

(4) SPC の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはなりません。

(5) 契約保証金

(ア) 契約保証金として、以下の a 及び b の合計金額を事業契約締結時に納付してください。

- a 設備整備費相当額（別紙 3「サービス対価 1+サービス対価 2」）の 10%以上
- b 一事業年度の維持管理費相当額（別紙 3「サービス対価 3」）の 10%以上

(イ) 契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とします。

a 契約保証金が免除される場合

- 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出してください。）
- SPC を被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定してください。）

b 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

- 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の 80%に相当する金額が上記(ア)に規定する契約保証金額以上であることを要します。）
- 設計・施工業務又は維持管理業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

(ウ) 上記(ア)a に規定する契約保証金又はその代替となるものは、設備引渡し時に返還します。

(エ) 上記(ア)b に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還します。

(オ) 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとします。なお、維持管理期間中の付保は毎年度更新することを認めます。これらの付保により、上記に規定する契約保証金額以上が補償されることを要します。

(6) 保険

SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、次の要件を満たす保険契約を

締結してください。なお、事業提案書において要件以上の提案をした場合には、選定事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとします。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、選定事業者が提案した保険も併せて加入するものとします。

ア 施工期間

(7) 設備工事保険

- ・ 保険契約者 SPC 又は SPC から空調設備の施工業務を請け負った者
- ・ 被保険者 SPC 及び SPC から空調設備の施工業務を請け負った者
- ・ 保険の対象 空調設備の施工工事
- ・ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、空調設備の各引渡し予定日を終期とします。
- ・ 保険金額 施工工事費
- ・ 補償する損害 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工所用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- ・ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・ その他 市を追加被保険者としてください。

(イ) 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・ 保険契約者 SPC 又は設備整備等の施工業務にあたる者
- ・ 被保険者 SPC 及び空調設備等の施工業務にあたる者
- ・ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、空調設備等の引渡し予定日を終期とします。
- ・ てん補限度額 身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・ 補償する損害 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・ その他 市を追加被保険者としてください。

イ 維持管理期間

(7) 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・ 保険契約者 SPC 又は空調設備等の維持管理業務にあたる者
- ・ 被保険者 SPC 及び空調設備等の維持管理業務にあたる者
- ・ 保険の対象 業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
- ・ 保険期間 維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とします。
- ・ てん補限度額 身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・ その他 市を追加被保険者としてください。

ウ 留意事項

- (ア) SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示してください。
- (イ) SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができません。
- (ウ) SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担してください。

(7) 市と SPC の責任分担

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。SPC が担当する業務については、原則として SPC が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と SPC の責任分担は、事業契約書（案）及び募集要項等を踏まえた選定事業者による事業提案書によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行ってください。

ウ 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、SPC が定められた業務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認します。モニタリングに要する費用のうち、SPC が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とします。なお、募集要項等、事業提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがあります。

なお、モニタリングに関する詳細については、別添資料「事業契約書（案）」を参照してください。

エ 事業期間中の SPC と市の関わり

本事業は、SPC の責において遂行されます。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行います。

市は、原則として SPC に対して連絡等を行いますが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合があります。

なお、資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市

は SPC に資金を提供する金融機関と協議することがあります。

(8) SPC に関する取扱い

市は、SPC との間で仮契約を締結することとします。この際、SPC の構成企業及び協力企業は事業提案において各構成企業及び協力企業が受託し、又は請け負うこととなっている業務を、SPC から受託し、又は請け負うこととします。ただし、「空調設備等の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとします。なお、SPC は会社法に定める株式会社とし、仮契約締結までに松戸市内に設立してください。

(9) その他の主要な事業条件

ア 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギー方式で提案してください。

ただし、学校等における効率的かつ一元的な運用を確保する観点から、本事業で導入する空調設備のエネルギー方式は統一するものとします。

イ 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、PFI 法第 69 条の規定により、事業期間中、市が事業者は無償で貸し付けるものとします。なお、学校運営上支障のない範囲とし、貸付にあたっては学校の許可を得るものとします。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、学校と十分協議を行い、事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とします。(例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等)

空調設備の室外機の設置場所については、基本的に学校施設の利用に影響の少ない場所とすることとします。例えば、普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとします。また、本事業において室外機を校舎の屋上及び壁面には設置しないものとします。

なお、実際の設置場所については、設計業務を行うにあたって、市及び学校と十分協議の上決定するものとします。

7 契約

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者と市は、事業者選定後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結するものとします。

(2) 契約手続き

選定事業者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成 27 年 1 月上旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努めるものとします。ただし、原則として事業契約書（案）、その他募集要項等で示した内容及び事業提案書等の内容を変更できないことに留意してください。

(ア) 選定事業者は、仮契約の締結までに SPC を設立します。

(イ) 仮契約は、市議会で議決を得たときに本契約となります。

(3) 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、SPC が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定めます。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、事業提案書等及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得てください。

(4) 契約金額

選定事業者が提案した見積額から金利相当分を控除した額に 100 分の 108 を乗じた額に、金利相当分を加えた額を契約金額とします。

(5) 議会の議決

松戸市議会における事業契約締結議案の議決は、平成 28 年 3 月を予定しています。

8 その他

(1) 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意してください。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行います。

本事業に係るホームページ

<http://www.city.matsudo.chiba.jp>

(3) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(4) 応募に伴う費用負担

事業者の応募にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

(5) 本事業に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

担当部署	松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者	我謝（がじゃ）、久保田、渡部（わたなべ）
住所	〒271-8588 松戸市根本 356 番地
電話	047-366-7456
HP	http://www.city.matsudo.chiba.jp
E-mail	mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp

対象校一覧

No	学校名	住所	電話番号
1	中部小学校	松戸 2,062 番地	363-4191
2	東部小学校	高塚新田 382 番地の 1	391-2971
3	北部小学校	根本 217 番地	363-5251
4	相模台小学校	岩瀬 434 番地の 2	363-4245
5	南部小学校	小山 148 番地	363-5171
6	矢切小学校	中矢切 540 番地	363-6288
7	高木小学校	金ヶ作 120 番地	387-5103
8	高木第二小学校	五香四丁目 18 番地の 1	387-2191
9	馬橋小学校	西馬橋一丁目 12 番地の 1	341-1218
10	小金小学校	小金 355 番地	341-0450
11	常盤平第一小学校	常盤平七丁目 1 番地	387-2397
12	常盤平第二小学校	常盤平四丁目 18 番地	386-1331
13	稔台小学校	稔台二丁目 36 番地の 1	364-4129
14	常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25 番地の 1	387-4605
15	上本郷小学校	上本郷 3,620 番地	363-9278
16	小金北小学校	殿平賀 270 番地	343-1263
17	根木内小学校	小金原二丁目 3 番地	341-2641
18	栗ヶ沢小学校	小金原七丁目 16 番地	341-2640
19	松飛台小学校	五香西四丁目 22 番地の 1	387-0494
20	松ヶ丘小学校	松戸新田 159 番地	361-2238
21	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町 111 番地	365-7661
22	古ヶ崎小学校	古ヶ崎四丁目 3,620 番地の 1	364-5118
23	六実小学校	六高台四丁目 131 番地	387-9391
24	八ヶ崎小学校	八ヶ崎六丁目 53 番地の 1	342-1094
25	梨香台小学校	高塚新田 512 番地の 13	391-4311
26	寒風台小学校	松戸新田 316 番地の 25	363-1048
27	河原塚小学校	河原塚 47 番地の 1	392-5100
28	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1,085 番地	391-2401
29	旭町小学校	旭町一丁目 20 番地の 2	345-1177
30	牧野原小学校	牧の原 435 番地の 1	385-0996
31	貝の花小学校	小金原八丁目 10 番地	344-8611
32	金ヶ作小学校	金ヶ作 317 番地	385-8886
33	馬橋北小学校	新松戸南二丁目 1 番地	344-8586
34	殿平賀小学校	殿平賀 339 番地の 1	344-8621
35	横須賀小学校	新松戸北二丁目 13 番地の 1	344-4040
36	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎三丁目 3 番地の 1	344-7437
37	六実第二小学校	六実二丁目 34 番地の 1	384-3011
38	新松戸南小学校	新松戸六丁目 301 番地	343-3275
39	松飛台第二小学校	松飛台 59 番地	385-4111

No	学校名	住所	電話番号
40	上本郷第二小学校	上本郷 2, 677 番地	367-3413
41	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32 番地	392-2921
42	六実第三小学校	六高台三丁目 141 番地	384-3161
43	幸谷小学校	幸谷 212 番地の 2	344-6765
44	新松戸西小学校	小金 1, 180 番地	344-1061
45	第一中学校	岩瀬 587 番地	363-4171
46	第二中学校	小山 685 番地	363-7205
47	第三中学校	馬橋 2, 080 番地	341-5195
48	第四中学校	五香西一丁目 6 番地の 1	387-5311
49	第五中学校	高塚新田 380 番地	391-2110
50	第六中学校	千駄堀 1, 341 番地	343-1208
51	小金中学校	新松戸北二丁目 16 番地の 11	341-0646
52	常盤平中学校	常盤平七丁目 25 番地	387-4611
53	栗ヶ沢中学校	小金原九丁目 25 番地	341-5178
54	六実中学校	六高台五丁目 166 番地の 1	388-1190
55	小金南中学校	小金清志町一丁目 16 番地の 1	342-1061
56	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2, 515 番地の 1	366-0420
57	牧野原中学校	五香西四丁目 39 番地の 1	384-3021
58	河原塚中学校	河原塚 190 番地	391-6161
59	根木内中学校	小金原一丁目 30 番地	343-1268
60	新松戸南中学校	新松戸南二丁目 124 番地	344-0188
61	金ヶ作中学校	金ヶ作 341 番地の 15	384-3171
62	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1, 338 番地の 1	391-1818
63	旭町中学校	旭町一丁目 150 番地	342-3651
64	小金北中学校	幸田 206 番地	348-5700

第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項

現地見学の実施に関する要領及び留意事項は次のとおりです。

(1) 現地見学対象校

松戸市立小中学校 64 校

(2) 現地見学会の実施概要

ア 期間

平成 26 年 7 月 8 日（水）～7 月 29 日（水）

イ 見学対象箇所

空調設備を設置する対象教室内、校舎周り、敷地周り、分電盤、受変電設備の状況等を見学対象とします。

ウ 見学方法

- 見学は概ね各校 1 時間程度を予定しています。
- 指定日及び指定時間以外の見学はできません。
- 見学にあたっては、教育現場として支障のないよう、十分に留意してください。また、写真等の撮影においても、児童・生徒・教職員等が写らないよう、留意してください。

エ 現地見学当日の留意事項

- 指定日時を厳守のうえ、現地に集合してください。
- 車で来校される場合には、指定された場所に駐車してください。ただし、各校入校できる台数に限りがあるため、各グループにおいては各社乗り合いの上、可能な限り少ない台数となるよう協力してください。
- 学校敷地内は全面禁煙です。その他、学校教育活動等に支障ないよう留意してください。
- 現地見学時、学校敷地内では企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、身分証明書を提示してください。
- 見学時に必要となるものは各自用意してください（資料、上履き等）。
- 見学に当たっては、必ず市及び学校職員の指示に従ってください。
- 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能としますが、児童個人が特定されるような撮影は控えてください。また、撮影した写真等は本事業以外には利用しないでください。
- 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとします。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規

定したり、許可したりするものではありません。

オ 各対象校における見学日・時間帯

各班における見学日・見学時間帯ごとの対象校は下記のとおりを予定しています。

月	日	曜				①午 後(14:00~)	②午 後(15:30~)	③午 後(17:00~)	備 考
						学 校 名	学 校 名	学 校 名	
7	8	水				相模台小	第一中		
						八ヶ崎第二小	貝の花小		
	9	木				大橋小	柿ノ木台小		
						河原塚小	第五中		
	10	金				常盤平第一小	常盤平第三小		
						牧野原中	松飛台第二小		
	11	土							
	12	日							
	13	月					第六中	第三中	
							新松戸南小	古ヶ崎中	
	14	火					馬橋北小	新松戸南中	
							小金小	殿平賀小	
	15	水					和名ヶ谷小	稔台小	
	16	木					上本郷小	上本郷第二小	
	17	金				六実小	六実第三小	六実中	1学期終業式
						金ヶ作中	金ヶ作小	高木小	
	日	曜	①午 前(9:30~)	②午 前(11:00~)	①午 後(13:00~)	②午 後(14:30~)	③午 後(16:00~)	備 考	
			学 校 名	学 校 名	学 校 名	学 校 名	学 校 名		
	21	火	中部小	北部小	古ヶ崎小	旭町小	旭町中		
	22	水	常盤平第二小	常盤平中	第四中	高木第二小	六実第二小		
	23	木	栗ヶ沢中	栗ヶ沢小	根木内小	根木内中	小金南中		
	24	金	南部小	第二中	矢切小	東部小	梨香台小		
	25	土							
	26	日							
	27	月	小金北中	小金北小	小金中	横須賀小	幸谷小		
	28	火	松ヶ丘小	牧野原小	松飛台小	河原塚中	和名ヶ谷中		
	29	水	新松戸西小	馬橋小	八ヶ崎小	寒風台小			

サービス対価について

1 サービス対価の構成

市が SPC に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理のサービス対価により構成されます。

設計・施工等のサービス対価は、空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用に加えて、開業準備に係る費用、割賦手数料等を含むものとします。

維持管理のサービス対価には、空調設備等の維持管理業務に係る費用に加えて法人税など法人の利益に対して掛かる税金、SPC の運営費や利益等を含むものとします。

サービス対価	費用	内容
設計・施工等の サービス対価	施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備等の設計に係る費用 ・空調設備等の施工に係る費用 ・空調設備等の工事監理に係る費用 ・空調設備等の所有権移転に係る費用 ・建中金利 ・融資組成費用 ・その他設備整備に関して必要な費用 等
	割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦金利
維持管理の サービス対価	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備等の維持管理に係る費用 ・SPC 運営費 ・法人税など法人の利益に対して掛かる税金 ・税引き後利益 ・その他維持管理・運営を行うために必要となる費用 等

2 サービス対価の支払い方法

設計・施工等のサービス対価は、設備引渡し後に一括して支払う「サービス対価 1」と分割して支払う「サービス対価 2」、維持管理のサービス対価は、維持管理業務開始後に支払う「サービス対価 3」により、構成されます。

各サービス対価については、下記規定により算出の上、割賦金利以外の部分に対して消費税及び地方消費税を加算してサービス対価を支払います。

(1) サービス対価 1 (設備整備費相当一括支払額)

設計・施工等のサービス対価のうち、設備整備費相当一括支払分として、設備整備費の一部を、対象校全ての設備の引渡しを受けた後、市は事業者から請求を受けた日から 30 日以内に一括して支払います。

(2) サービス対価 2 (設備整備費相当割賦払額)

ア サービス対価の支払い

設備整備費総額からサービス対価 1 の一括支払分を除いた残額は、選定事業者より提案のあ

った金利を用い、維持管理運営期間にわたり、平成 29 年度から平成 40 年度まで、毎年度半期ごとの元利均等払いにて支払います。

各半期業務終了後、市は事業者から請求を受けた日から 30 日以内に支払います。詳細は事業契約書（案）を参照してください

イ 割賦金利の設定方法

割賦金利は、基準金利と提案されたスプレッド（応募者が任意に提案する上乗せ金利）の合計とします。このうち基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物(円-円)スワップレートによるものとし、基準日は全ての設備の引渡しが完了する引渡し日の 2 営業日前（銀行営業日でない場合はその前の営業日）とします。

なお、見積価格の計算に使用する基準金利は、平成 27 年 10 月 1 日午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TSR6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物(円-円)スワップレートとすることとします。

(3) サービス対価 3（維持管理費相当額）

維持管理費相当額は、平成 28 年度の維持管理費相当分（下期）から支払うこととし、以降、維持管理運営期間にわたり、モニタリングの上、毎年度半期ごとに支払います。

平成 28 年度の維持管理費相当額（下期）は、各校単位で設備の引渡しが完了し供用を開始した日から平成 29 年 3 月分までの期間にかかる分を支払うものとします。これ以降は、上期分は当該年度の 4 月から 9 月までの 6 か月分の維持管理費を、下期は当該年度の 10 月から 3 月までの 6 か月分の維持管理費を支払うものとします。

各半期業務終了後、市によるモニタリングの後、市は事業者から請求を受けた日から 30 日以内に支払います。詳細は事業契約書（案）を参照してください。

3 サービス対価の支払限度額

サービス対価の支払において、以下の表に示す通り、費目別、年度別、小中学校別の費用割合を想定しています。見積価格及びその内訳等の算定上留意してください。

全体計画 (参考価格(支払限度総額))		平成 28 年度計画 (平成 28 年度支払限度額)		平成 29～40 年度計画 (平成 29～40 年度支払限度総額) ※各年度は均等割り	
事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額
設計・施工等のサービス対価 (H28～H40)	83.19%	設計・施工等のサービス対価 (サービス対価 1)	62.01%	設計・施工等のサービス対価 (サービス対価 2)	21.18%
小学校分	55.99%	小学校分	41.99%	小学校分	14.00%
中学校分	27.20%	中学校分	20.02%	中学校分	7.18%
維持管理費相当額 (H28～H40)	16.81%	維持管理費相当額 (サービス対価 3)	1.29%	維持管理費相当額 (サービス対価 3)	15.52%
小学校分	11.39%	小学校分	0.88%	小学校分	10.51%
中学校分	5.42%	中学校分	0.41%	中学校分	5.01%
計	参考価格 100.00%		63.30%		36.70%

なお、国の交付金が交付されなかった場合は、一括払い（サービス対価1）と割賦払い（サービス対価2）の割合及び上記の支払限度額の変更を協議し、契約を変更する場合があります。なお、サービス対価2の額が増加した場合には、事業者が事業提案書にて提案するスプレッドに従って、割賦払いの金額等を算定するものとします。

4 サービス対価等の改定方法

(1) サービス対価1の改定

サービス対価1は改定を行いません。

(2) サービス対価2の改定

ア 基準金利に基づく改定

サービス対価2は、基準日に基準金利による改定を行います。なお、基準日は対象校全ての設備引渡しが完了した日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とします。

イ その他

改定後のサービス対価2の円未満の部分は切り捨てます。

サービス対価2のうち設備整備費総額からサービス対価1の一括支払分を除いた残額分（割賦元金分）は改定を行いません。

(3) サービス対価3の改定

ア 物価変動に基づく改定

(ア) 平成28年度のサービス対価3の改定

平成28年度のサービス対価3の改定は行いません。

(イ) 平成29年度以降のサービス対価3の改定

平成29年度以降については、前回改定時（一度も改定が行われなかった場合は、平成27年とする）の指標の平均値と、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、当該年度のサービス対価3を、以下の算式に基づいて改定します。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$Pt' = Pt \times (It-1 / Is)$ <p>ただし</p> $ (It-1 / Is) - 1 \geq 3.0\%$ <p> Pt : 前回改定時の当該年度（t年度）のサービス対価3 Pt' : 改定後の当該年度のサービス対価3 $It-1$: 前年1月～12月の指標の年平均値 Is : 前回のサービス対価3改定の基礎となった年の1月～12月の指標の年平均値 </p>

イ 消費税法変更に基づく改定

サービス対価 3 に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出します。

ウ その他

改定後のサービス対価 3 の円未満の部分は切り捨てます。